永平寺町空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和５年法　　　　　律第５０号）により改正された空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号）第２３条第１項に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定に関しては、支援法人の活用に関する本町の方針が定められるまでの間、町長はこれを行わないこととする。

附　則

この審査基準は、令和５年１２月１３日から施行する。